

毎月第1・第3日曜日発行 広報みたかはシルバー人材センターの会員がお届けしています。

発行:三鷹市 編集:生活環境部ごみ対策課 〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1(第二庁舎2階)

☎0422-45-1151 内線2533 **FAX** 0422-47-5196 **◯** gomi@citv.mitaka.tokyo.jp

ホームページ http://www.city.mitaka.tokyo.jp/

ごみ特集号

平成21年10月から家庭系ごみの 有料化がスタートします

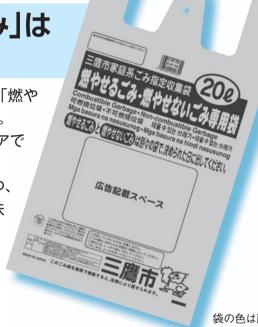
家庭からでる「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は 指定収集袋で出してください

市では、10月から、家庭系ごみの有料化を実施します。これにより、「燃やせるごみ」と「燃や せないごみ」は市が指定するごみ袋(指定収集袋)を購入し、出していただくことになります。 指定収集袋は8月中旬から市内および近隣市のスーパーマーケットやコンビニエンスストアで 販売します。

今回の有料化では、緑化の推進や福祉的視点から、せん定枝、落ち葉、草、紙おむつ、 道路清掃などのボランティアごみを有料化の対象からはずし、生活保護受給世帯や児童扶 養手当受給世帯などのご家庭には一定枚数の指定収集袋をお渡しします。

家庭系ごみの有料化は、ごみの減量・資源化の推進や環境負荷およびごみの処理経費 の軽減を目的に行います。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

間ごみ対策課☎内線2533



袋の色は藤色です。

10月からのごみの出し方

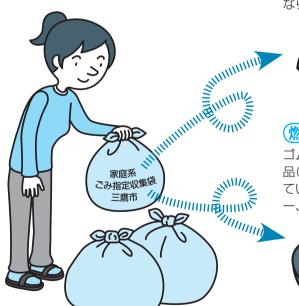
市の指定収集袋(ごみ袋)を 購入してください

指定収集袋を購入することで、ごみ処 理費用の一部を負担していただきます。 指定収集袋の大きさや価格などくわしく は4面をご覧ください。



燃やせるごみ・燃やせないごみは 指定収集袋に入れて出してください

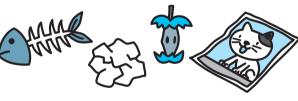
収集日は変わりません。有料化の対象となる ごみが指定の袋に入っていない場合は収集でき ませんので、ご注意ください。



有料化の対象となるもの

(燃やせるごみ)

生ごみ、資源物にならない紙(ティッシュペーパー、写真、名刺より 小さい紙、感熱紙、カーボン紙、ノーカーボン紙など)、資源物に ならない布(ボロ布、汚れのひどい古着、破れている古着)



(燃やせないごみ)

ゴム製品、ガラス製品、せともの、金属類、皮革製品、小型家電製 品(最大辺が30cm未満)、油やペンキのびんや缶の容器(中味が入っ ていないもの)、プラスチック類で出せないもの(傘、物干しハンガ ー、おもちゃ、バケツ、ビデオテープ、カセットテープ)



資源物と有害ごみは 10月以降も無料で 収集します。

ごみの出し方に

変更はありません。

古紙類…新聞紙(ちらしも可)、段ボ ール、雑誌(本)、雑紙(はがき、ポ スター、包装紙、ボール紙、レシ ート、名刺、メモ用紙、名刺大以

古着類…着用可能な衣類、肌着、毛布、 シーツ、タオルケット、きれいな力 ーテン(レースも可)

プラスチック類…硬質・軟質のプラ スチック製品、プラスチックマーク のあるもの(トレイ、発砲スチロー ル、ペットボトルのキャップ、卵の

パック、ビニール袋、レジ袋、フィ ルム、ラップ、CD、DVD、ウレタン) ペットボトル…PETマークのある飲 料(しょうゆ、酒類、食用油脂の含 まない調味料)用ボトル

空きびん…飲料・食品用びん

空き缶…飲料・缶詰(ペットフード用 も可)・菓子類などの缶、アルミ・ スチール製のふたやキャップ

有害ごみ…スプレー缶、エアゾール 缶、カセットボンベ、使い捨てラ イター、蛍光灯、乾電池、体温計

